

令和元年 第3回定例会

(令和元年10月25日～11月8日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和元年第3回定例会会議録目次

第1号（10月25日）（金曜日）

1. 開 会	-----	6
1. 開 議	-----	6
1. 欠席届出議員の報告	-----	6
1. 会議録署名議員の指名	-----	6
1. 諸般の報告	-----	6
1. 議会運営委員長の報告	-----	6
1. 会期及び会期日程の決定	-----	7
1. 議事日程の報告	-----	7
1. 議 事	-----	7
1. 認定第1号上程	-----	7
提案理由説明・質疑・付託		
1. 議案第4号上程	-----	14
提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1. 散 会	-----	16

第2号（11月8日）（金曜日）

1.	開 議	-----	2 2
1.	欠席届出議員の報告	-----	2 2
1.	議事日程の報告	-----	2 2
1.	議 事	-----	2 2
1.	一般質問	-----	2 2
1.	質問順位1番 中嶋敏子 議員	-----	2 2
	ごみ減量の目的・現状と課題、今後の取組について伺いたい。		
	(1) 平成24年度開始したごみ減量大作戦の4つの目的と当組合への課題をどう捉えているか。		
	(2) ごみ処理施設供用開始時の可燃物計画目標量を決めた目的と根拠、その達成に向けた共同責任と課題をどう捉えているか。		
	(3) 計画目標量に対する現在の到達とその認識、併せて残された計画目標量に対する実効性のある取組について伺いたい。		
	(4) 環境センター使用料見直しの必要性と方向、具体的な取組について伺いたい。		
1.	質問順位2番 竹原信一議員	-----	3 3
	1 監査権限と責任について		
	(1) 監査委員が知る事の出来る情報範囲を、監査を受ける側職員が判断しているのか。		
	(2) 決算審査意見書は出水市監査委員事務局職員が書いているのか。		
	(3) 職員及び監査委員は、監査委員の守秘義務を認識しているか。		
	2 議員への情報提供について		
	(1) 調査に必要な知る権利を公開情報の範囲にしているのか。		
	(2) 議員の知ることのできる範囲を、実質的に誰が判断しているのか。		
	(3) 職員には、議員に守秘義務があるとの認識はあるか。		
1.	認定第1号上程	-----	3 5
	総務委員長報告・質疑・討論・表決（認定）		
1.	閉 会	-----	3 8

令和元年第3回定例会会期日程表

月 日	曜日	会 議	事 項	備 考
10月25日	金	本会議（第1日）	平成30年度決算の認定（提案理由説明・質疑・付託） 契約議案（提案理由説明・質疑・即決）	
10月26日 ～ 10月28日	土 月	休会		
10月29日	火	休会	※一般質問通告期限（正午）	
10月30日 ～ 11月7日	水 木	休会		
11月8日	金	本会議（第2日）	一般質問、平成30年度決算の認定（委員長報告・採決）	
※会期 10月25日から11月8日までの15日間				

令和元年第3回定例会議案等

1. 議案

議案第4号 工事請負変更契約の締結について（最終処分場埋立地土木施設建設工事）

2. 認定

認定第1号 平成30年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について

令和元年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会会議録第1号

令和元年10月25日（金曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 9名

1 番	川 上 洋 一 議員
2 番	上須田 清 議員
3 番	上 筋 睦 雄 議員
4 番	竹 原 信 一 議員
5 番	吉 元 勇 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	道 上 正 己 議員

欠席議員 1名

6 番	邑 山 初 徳 議員
-----	------------

地方自治法第121条の規定による出席者

理事長	椎 木 伸 一
代表監査委員	大 堂 充 博

副理事長	西 平 良 将
理 事	川 添 健
会計管理者	田 口 宏 幸

議会事務

書記長	畠 山 義 昭
次長	華 野 順 一

事務局

松 下 弘 明	事務局長
松 崎 浩 幸	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長兼管理係長
濱 畑 信 一	総務課庶務係長（兼務）
山 村 祐一郎	総務課技術主幹兼施設整備係長
池 田 強	総務課主幹兼介護認定審査係長
西 田 清 一	施設管理課リサイクルセンター主幹兼管理係長

中 川 淳 一 施設管理課衛生センター主管兼管理係長
佐 潟 義 彦 総務課介護認定審査係主査

付議した事件

認定第 1 号 平成 3 0 年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について
議案第 4 号 工事請負変更契約の締結について（最終処分場埋立地土木施設建設工事）

午前10時00分 開 会

《開 会》

(木下孝行議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。これより、令和元年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会を開会いたします。

《開 議》

(木下孝行議長)

これより本日の会議を開きます。

《欠席届出議員の報告》

(木下孝行議長)

6番、邑山初徳議員から、本日の会議に欠席する旨の届出が出ております。

《会議録署名議員の指名》

(木下孝行議長)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、7番、中嶋敏子議員、8番、宮田幸一議員を指名いたします。

《諸般の報告》

(木下孝行議長)

諸般の報告を行います。理事長から提出のありました諸般の報告を議席に配付しておきました。これで、諸般の報告を終わります。

《議会運営委員長の報告》

(木下孝行議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長【中嶋敏子議員】)

おはようございます。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。10月26日から11月7日までは、休会とします。

11月8日は、本会議第2日の会議を開き、一般質問及び休会中審査事件の委員長報告の後、採決を行います。また、新たに議案等があったときは、この日に上程することといたします。

なお、一般質問の通告期限は、10月29日正午までとなります。質問をされる方は、通告書に所定の事項を記載し、提出されるようお願いいたします。

以上のことから、本定例会の会期は、本日から11月8日までの15日間と決めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。

議案の上程について、日程第3及び日程第4は、個別に上程いたします。

日程第3の平成30年度決算の認定議案については、提案理由説明の後、議案に対する質疑を行います。質疑の後、総務委員会に付託いたします。

日程第4の契約議案については、委員会付託を省略し、即決の取扱いとします。

皆さまの御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

《会期及び会期日程の決定》

(木下孝行議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から11月8日までの15日間とし、会期日程については、配付してあります会期日程表のとおりとすることに決定しました。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第3 認定第1号 上程》

(木下孝行議長)

日程第3、認定第1号、平成30年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。

ただいま上程されました、平成30年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について、提案理由を説明します。

本案は、平成30年度の決算について、先に、監査委員の審査を受けましたので、その意見や法令で定める関係書類を添えて、組合議会の認定をお願いするものです。

まず、平成30年度予算の編成状況から説明します。

歳入歳出決算書の事項別明細書、19ページを御覧ください。

平成30年度の予算現額は、当初予算額21億3,479万9,000円に、年度途中の補正予算により、3億885万3,000円の減額を行い、更に、継続費及び繰越事業費繰越額2億2,868万7,760円を加えた20億5,463万3,760円となっています。

平成30年度は、介護保険の認定審査業務を適正に行うほか、ごみ処理、リサイクル、し尿処理の各施設を円滑に稼働させるとともに、工事が本格化する新焼却処理施設の建設を着実に進めることを念頭に予算を編成し、執行したところです。

それでは、平成30年度の決算状況について総体的な財政収支等について、別添の「主要な施策の成果の説明書」に基づき、説明します。

1ページをお開きください。

介護保険の認定審査の関係では、判定件数は5,947件であり、そのうち非該当は、0.2パーセントの11件でした。

ごみ処理施設では、燃焼設備、バグフィルター及びごみクレーン等の補修を行い、浸出水処理施設では、ポンプ等の補修と現最終処分場覆土工事を行いました。

また、新たな一般廃棄物処理施設整備については、敷地造成工事が完成し、浸出水処理施設建設工事も順調に進み、ごみ処理施設建設及び最終処分場埋立地土木施設建設の工事に着工しました。

リサイクル推進施設では、粗破砕機と細破砕機等の補修を行い、し尿処理施設では、オゾン設備、燃焼設備、ブロウ及び破砕機等の補修を行ったところです。

以上のような補修業務等を行い、各施設の適正かつ効率的な運転管理に努めてきました。

表の1番目の予算の執行状況ですが、歳入は、リサイクルセンターの不用品売払収入の雑入が予算額を上回って収入されたことにより、100.3パーセントの収入率となりました。

歳出は、翌年度へ繰り越して事業をすることとなりました財源が、2億2,055万8,880円であり、不用額が1,733万1,620円、執行率は88.4パーセントとなりました。

次に、表の2番目、実質収支の状況ですが、平成30年度の決算額は、歳入が、20億6,031万8,799円、歳出が、18億1,674万3,260円であり、歳入から歳出を差し引いた差引額は、2億4,357万5,539円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支額は、2,301万6,659円となりました。

2ページをお願いします。

平成30年度の決算状況は、実質収支は2,301万6,659円の黒字であり、単年度収支及び実質単年度収支は、1,107万9,159円の黒字となっています。

3ページをお願いします。

表2の性質別決算状況です。

歳入における、自主財源比率は82.3パーセントであり、平成29年度と比較すると8.3ポイントの増となっています。

自主財源の内訳としては、構成市町が負担する分担金及び負担金が13億9,389万3,140円となり、平成29年度と比較すると、1億1,389万1,140円、8.9パーセントの増となっています。これは、新焼却処理施設整備事業の事業費の増に伴うものです。

依存財源の国庫支出金は、3億366万円で、平成29年度と比較すると30.7パーセン

トの増となっています。

歳入合計としては、2億33万8,512円、10.8パーセントの増となっています。

次に、歳出ですが、消費的経費においては、3.8パーセントの減であり、扶助費、補助費等の65.1パーセントの減は、菜切地区5自治会へ平成29年度のみ交付した建設協力金が平成30年度はなく、また派遣職員退職手当負担金が減ったことによるものです。

投資的経費では、新焼却処理施設整備事業が工事の本格化に伴い、21.9パーセントの増となりました。

歳出合計としましては、1億9,738万8,233円、12.2パーセントの増です。

以上のように、予算の執行に当たりましては、計画的な運営を行い、財政の健全化に努めながら、可能な限り経費の節減に努めた結果、おおむね予定どおりの成果を上げることができたところです。

以上が決算認定についての説明であります。組合としては、今後も構成市町と適時・的確に連携を図り、健全な財政運営に努めて参りたいと考えています。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

以上で提案説明が終わりました。

これより総括質疑に入りますが、質疑をされるときは、該当ページを示していただき、簡潔にお願いします。

細部にわたっては、総務委員会において審査いたしますので、大綱についての質疑をお願いします。

なお、質疑回数は3回以内とします。

質疑を許します。

(中嶋敏子議員)

説明があるかなと思ったのですが、ないですね。

一つお聞きしたいのが、ここも出水市の条例に倣うとなっているので職員の給与カットが入っているかと思いますが、その給与カットの総額とその中で出向職員の給与カットが、それぞれの構成自治体から何人出向して、その総額がいくらになるかお尋ねします。そしてまた、出向元である、阿久根市と長島町では職員給与カットが入っているかどうか確認させてください。これが一つですね。

ごみの量についてですけれども、先ほど理事長の説明でもありましたけれども、昨年度と比べると減っているんですけれども、昨年度はなぜかこの間のごみの排出量に比べると、昨年度は多かったんですね。だから前年度比にすると確かに減っているんですけれども、事業所ごみが特に減らない。増えてきていると言うようなこともありまして、前年度比では減っているんですけれども、4割超を占めていると言うことがこの大きな問題かと思うんですけれども、ここについてどのような対策を取られたのかお尋ねしたいと思います。もう一つは、このごみ処理施設への施設の使用料がですね、トン当たり、今1,500円が平成29年度から3,000円になったわけなんですけれども、近隣自治体とすると安いんですね。お隣の水俣市が1万円、そして川内と宮之城が6,000円ですので非常にここは格安になっていると。そうす

ると他市から持ち込まれてきていると言うようなのがいつも指摘をしてきているんですけれども、それに対しての状況はどうなのか。そしてやはり手数料が安いとどうしても事業所系の方が分別をしないで安易にごみに出しているのではないかとと言うようなことが考えられるんですね。そこらへんについての対策をどのようなことを30年度はされてきたのかお尋ねします。

(椎木伸一理事長)

いま中嶋敏子議員の方から、職員給与カットの関係、それからごみの量の関係での対策、使用料の他市からの持ち込み状況とか、内容の分別等の対策等ですね、30年度の取組についてのような御質問、大きく3点ほどであったかと思えます。事務局の方から答弁をさせたいと思います。

(松崎浩幸総務課長)

議員のご質問にお答えします。給与カット、30年度についてのカットの影響額ということですが、影響額につきましては全員で本組合232万2,593円でございます。それから派遣職員につきましては、阿久根市が2名、出水市が4人、長島町が1人の合計7人でございます。カットの額でございますが、影響額といたしましては、138万9,945円でございます。それから阿久根市、長島町のカットについてということでございますけれども、平成30年度におきましては、阿久根市ではカットがございました。長島町はございませんでした。以上でございます。

(松下弘明事務局長)

それでは2問目のごみの量でございますけど、可燃ごみの関係で事業系ごみにつきましては、昨年度、表を見ていただければ、出水市では3.9パーセント、全体で29パーセント減になっている状況でございます。これの対策といたしましては、昨年8月頃からですね、組合といたしましては、持ち込まれたごみの調査とかその辺りを1台、1台調べながら指導等を行っている状況でございます。構成市町におかれましても事業所に対してのごみの減量については、事業所回り等をされているとお聞きしています。それとごみ処理使用料の関係でございますが、現在のごみ処理使用料につきましては、平成29年度から新料金体制でやっているところでございますが、今年度になりまして、今月ですけれども、ごみ処理使用料手数料見直し検討委員会を立ち上げて、設置いたしまして、現在協議をしているところでございます。予定といたしましては、新焼却処理施設が稼働する時に合わせた形で新料金体制になれば良いのかなと言うふうに考えているところでございます。

(中嶋敏子議員)

派遣職員についてはですね、7人の方で138万と言うと年間平均すると1人20万ほどのカットになるかと思うんですが、給与カットについては、やはり納得できる理由がないとモチベーションにも影響してくるのかなというふうに思うんですね。出水市の条例に倣うというふうになっておりますので、そこは分かりますけど、出水市がなぜ給与カットをされているのかそこら辺聞いて、理事長の方で分ければ教えていただきたいというのと、あと事業系ごみが松

下事務局長が29パーセント減ってると言われました。減ってはいるけれども、先ほど言いましたけど、去年度は平成29年度がやっぱちょっと通年とすると多かったんだと思うんです。何か理由があったのかなと思うんですけど、だからそれに対する対比での減量ですので特別、効果的に何かされての減量として見るということには、能わないのかなというふうに考えるんですけど、そこら辺についての見解をお尋ねいたします。また、使用料等の関係ではですね、他市から持ち込まれているのではないかとというのは、私は他の8,000円とか1万円とか、特に2万円にしている曾於市のところとかいろいろ見解をお尋ねしたんですけども、やはり使用料が安いとですね、絶対他市から持ち込みますと、持ち込んでいることはもう確実に言えるのではないかと、それはもう早期に何とかしないと大きな政策としての失敗というか、問題に繋がっていくのではないですかということをおっしゃったんですよ。だから他市からのごみの点検と言いますか、そこら辺について、どんなことをされてきているのか、そこでの結果はどうだったのかということなどについてちょっとお聞かせください。

(椎木伸一理事長)

3点ほどご質問いただきましたけど、最初の出水市での給与カットについてのご質問には私の方から答弁させていただき、あとの方は事務局の方から答弁させていただきますが、出水市の給与カットについては、これまでの労使関係の協議の中で、そのようになってきたものと認識しておりますけれども、今後、出水市の給与について適正な水準で行くべきだろうと言うような認識を持っておりますので、そのような方向で取り組んで参りたいと言うふうに考えているところです。

(松下弘明事務局長)

まず、ごみの減量についてでございますけれども、昨年度からですね、事業所から持ち込まれるごみ等につきましては、台数を増やしながら内容物の調査、その辺を行いながら強化といえますか、台数を増やしたというのも前年度より少なくなってきたのではないかとというふうに考えております。それと使用料についてでございますが、他市からの持ち込みがあるのではないかとございまして。組合としてはですね、1台、1台ですね、トラックスケール、計量するところがございまして、そこで見たり、パッカー車であれば、別途に降ろしてごみ調査と同時にですね、他市からの持ち込みがないとか、そういうようなことも一緒に調査している状況でございます。調査の結果でございますが、調査した中で他市からの持込みというのは現在のところ確認されておられません。

(中嶋敏子議員)

給与カットについてはですね、今年度はもう阿久根市さんは、やめられたというふうに聞いています。令和元年度についてはですね。出水市も今ちょっと緩和されたのかなというふうに思うんですけど。いまの市長の説明で果たしてここに派遣されている職員の皆さんが納得できるのかなというのを非常に疑問に感じましたけれども。それ以上、それ以下の説明はないのでしょうか。それから他市からの持込みについて、ごみ減量についてですけど、台数を増やしてその点検をしたという、台数を増やしたというのは、点検をする台数を増やしたとうことに繋がるのでしょうか。じゃあ、年間どれくらいの台数が入り込んで、そのうちの何パーセントぐら

いの台数点検をされたのか分かっていたら教えてください。

(椎木伸一理事長)

職員の給与カットにつきましては、市民の皆さんの納得のいくというか、そういう水準であるべきであろうというふうに認識しております、そういった考えの下にですね、今後、労使関係の協議等を行っていきたいというふうに考えております、これまでのカットについては、そういった考えの下にですね、双方の協議の中で設定されているものというふうに認識しております。

(松下弘明事務局長)

調査の台数の件でございますけれども、申し訳ございません、現在ちょっと資料を持ち合わせておりません。後ほどでよろしいでしょうか。

(宮田幸一議員)

3ページのところで理事長の説明を聞いて、自主財源が82.3パーセントで依存財源よりもはるかに大きい数字を示しているのですが、この決算書を見て来年度の予算に反映させるためにお尋ねをいたしますが、これを見ていきますと、均等割、人口割、実績割で構成市町でそれぞれ負担金を担っていらっしゃることはご承知のとおりであります、ただ、間もなくしますと合併特例債が使えなくなります。これは構成市町から出されたお金が主ですので、そうなりますと合併でできました出水市、それから長島町は今のところは合併特例債を使っているところでこの実績割合などに基づいた負担金をお支払いされている。阿久根市の場合は合併ができられなかったため合併特例債が使えませんから、おそらく県の財政課長とも語ったんですけども、過疎債というパイが、一つのを43市町村で奪い合うような形でされているご苦労をなさっていることは理解したうえでお尋ねしますが、いくら合併特例債がもうすぐ使えなくなるわけですけど、私が一番心配するのは、これだけの自主財源を揃えるために構成市町は今、国にお金がないために臨時財政対策債というのをご多分になくどこも使われていると思います。その中でこれだけの大きな台風19号の被害が出たために森山国対委員長の記者会見を聞いていますと、補正予算で国ができるような金額じゃないんだと、来年度予算で当初予算として取るんだということになりますと、それぞれ臨時財政対策債への借金可能額というものもそれぞれの市町村では減っていくのではなかろうかという懸念の中からこれだけの自主財源82.3パーセントを誇った平成30年度の予算規模というのが来年度も持続可能というふうに考えて良いのかをお尋ねいたします。

(椎木伸一理事長)

いま、宮田幸一議員からご質問いただきまして、ご説明もいただきましたけれども、みなさんご存じのように台風19号が、非常に広範囲な被害をもたらした甚大な被害が発生しているわけですね。東日本大震災よりも対象戸数が、はるかに多いというような話も聞いておりまして、そちらの方の復興予算がこれから非常に全国的にいろんな財源に影響があるものというふうには認識しております。今後、国土強靱化計画の予算等も令和2年度までとなっておりましてけれども、今後もその国土強靱化計画の推移、それから台風19号対策の財源的な措置の推移といったようなものですね、十分鑑みながら私どもとしては2市1町でそれぞれ適宜的確に限

定をしながら効率的なこの施設運営に努め、できるだけ節約をしながら対応し運営が可能であるように努めていくべきであろうというふうに今、認識しているところでありまして、具体的な今後の動きを見ながら遅れることなく対応していきたいというふうに考えているところです。

(宮田幸一議員)

財政のことがよくわかっていらっしゃらない方の答弁だと思いますが、私が聞いているのは台風で取られるのは良いんですけども、臨時財政対策債というものの原資というものがなかなか少なくなっていくのでそちらまで回らなくなったときの構成市町のこの自主財源としての捻出と言うのが可能になるんですかということをお尋ねしております。

(木下孝行議長)

宮田議員、言葉を選んでお願いします。

(椎木伸一理事長)

臨時財政対策債についてはですね、先ほど申しましたように、今後のいろんな状況を見ながらですね、対応していかなければならないというふうに考えておりますけれども、我々に求められているのは、やっぱり安定したごみの処理であったり、介護認定の業務であったり、それを執行することが求められておりますので、そういったことに支障がないようにいろんな研究をしながら努めていきたいというふうに考えます。

(宮田幸一議員)

要は臨時財政対策債に頼ることもなくとも、構成市町として当然負担しなきゃいけないお金は、例えば、地方債を発行してでも起債をしてでもちゃんとここは維持していくんだというふうな決意を構成市町は三者ともお持ちだと認識してもよろしいでしょうか。

(椎木伸一理事長)

合併特例債の仮定の話でございますので、先ほど言いましたように今後のいろんな財政状況の実情を見ながら安定した経営ができるように取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

(木下孝行議長)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています平成30年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定につきましては、総務委員会に付託します。

《日程第4 議案第4号 上程》

(木下孝行議長)

日程第4、議案第4号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました、工事請負変更契約の締結について、提案理由を説明します。

最終処分場埋立地土木施設建設工事は、南生・阿久根特定建設工事共同企業体と平成30年6月7日に請負契約を締結し、令和2年3月31日までの工期で事業を実施しておりますが、設計見直し等により工事費が減となりますことから、契約額について、変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

減額となった主な要因は、着工前測量におきまして、掘削・盛土量が減になったこと、現場再調査の結果、法面管理用階段を1箇所減にしたこと等によるものです。

このような理由により、693万6,352円減額しようとするものであり、変更後の契約額は、3億4,703万3,000円になるものです。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

(竹原信一議員)

今のご説明の中身、数字的なもの、何が、何立方メートルでとか、中身及び金額を詳しく教えてください。

(椎木伸一理事長)

竹原議員の方から、減の変更でございますけど、この具体的な内容についてということでございます。事務局から答弁をさせます。

(松下弘明事務局長)

減額になりました主な要因でございますけれども、先ほど、理事長から説明もあったんですけど、数量確認のため、受注業者による着工前測量において、土工事です、掘削量、盛土量が減になったこと。量は、掘削量が260立方メートル、盛土量が1,200立方メートル、金額が110万円。天端固定工の取り合いでございまして、遮水シートの面積が減になりました、これが72平方メートル。保護マットの材料の見直しを行いまして、これが610万円。浸出水処理施設の排水計画見直しの関係で側溝の断面が小さくなったことと、溜柵のサイズを小さくしたことが、約90万円。最終処分場内の底板シートと集排水管の間の土壌安定材、セメント改良でございますけど、土質試験の結果、配合量が減になりました。これが約50万円。搬入路が、埋立地地盤の取り合いの関係でコンクリート舗装が約28平方メートル減になりましたのが、約30万円。先ほど、理事長からありましたように、法面

管理用の階段を2箇所予定していたのを1箇所減にしましたので、これが170万円でございます。

(中嶋敏子議員)

再確認してほしいんですけど、今の局長の説明を聞いてますと、ずっと集計していくとですよ、減額になったのが693万6,352円ですよ。かなりオーバーするんじゃないかと思うんですけど、何かダブって説明をされたんですかね。もう一回確認させてください。

(松下弘明事務局長)

申し訳ありません、先ほどは減額になった部分だけ申し上げました。若干増額になった部分もございますので、その部分がありますので。差し引きで。

(木下孝行議長)

後で資料を、これ提出してもらいましょうか。よろしいですか。

(竹原信一議員)

増額の部分も教えてください。

(木下孝行議長)

あと2回ですよ。

(松下弘明事務局長)

増額になった部分を申します。防水防食塗装34平方メートル追加いたしました。これは、集水ピット内の分でございます。これが50万円。モニタリング井戸の先行ボーリングを行ったのが約80万円。水替工の追加で210万円でございます。以上です。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。討論を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これから、議案第4号、工事請負変更契約の締結についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと、認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

《散 会》

(木下孝行議長)

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。第2日の会議は、11月8日に開きます。

お疲れさまでした。

午前10時40分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

令和元年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会会議録第2号

令和元年11月8日（金曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 9名

1 番	川 上 洋 一 議員
2 番	上須田 清 議員
3 番	上 筋 睦 雄 議員
4 番	竹 原 信 一 議員
5 番	吉 元 勇 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	道 上 正 己 議員

欠席議員 1名

6 番	邑 山 初 徳 議員
-----	------------

地方自治法第121条の規定による出席者

理事長	椎 木 伸 一
代表監査委員	大 堂 充 博

副理事長代理	春 原 善 幸
理事	川 添 健

議会事務

書記長	畠 山 義 昭
次長	華 野 順 一

事務局

松 下 弘 明	事務局長
松 崎 浩 幸	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長兼管理係長
濱 畑 信 一	総務課庶務係長（兼務）
山 村 祐一郎	総務課技術主幹兼施設整備係長
池 田 強	総務課主幹兼介護認定審査係長
西 田 清 一	施設管理課リサイクルセンター主幹兼管理係長
中 川 淳 一	施設管理課衛生センター主管兼管理係長

付議した事件

一般質問

認定第1号 平成30年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について

午前10時00分 開 会

《開 議》

(木下孝行議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。これより、令和元年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会第2日の会議を開きます。

《欠席届出議員の報告》

(木下孝行議長)

本日、6番、邑山初徳議員から、本日の会議に欠席する旨の届出が出ております。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第1 一般質問》

(木下孝行議長)

日程第1、一般質問を議題とします。

本定例会の質問通告者は2名です。

これより、一般質問に入りますが、質問者の発言並びに当局の答弁はできる限り、重複を避け、簡明・的確に、また、通告外の質問や品位の保持等については、遵守されるよう望みます。

なお、再質問から一問一答方式とし、各議員の質問時間は40分以内とします。

通告に従い、7番、中嶋敏子議員の質問を許します。

(中嶋敏子議員)

皆さんおはようございます。本日一般質問者一人目の質問であります。早速、通告に従って質問させていただきます。ごみ減量の目的、現状と課題、今後の取り組みについてお伺いいたします。今から20年くらい前になるかと思いますが、日本共産党の元衆議院議員で現在、社会主義研究所所長の不破哲三氏が「科学の目」と題する講演をされ、1つ、資源の枯渇、2つ、ごみ問題、3つ、地球温暖化、この3つの要素が原因で地球の維持装置が壊れようとしていることに警鐘を鳴らされたのを記憶しております。今まさにこの指摘のとおり、地球温暖化との関連が疑われる洪水、火災、干ばつ等が世界規模で増えています。国連防災機構は、気候関連の災害は、過去40年で倍以上に増えていることを指摘していますが、日本でも台風や豪雨の被害が多発し、温暖化対策による減災の取組は、国際社会の喫急の課題になっています。世界全体で見ると、各国が対策を強化しなければ、産業革命前と比べた気温が35年に1.5度、53年に2度上がるとの予測があります。仮に気温上昇をパリ協定の努力目標である1.5度に抑えることができても、その影響は避けられないとされています。国連の気候変動に関

する政府間パネルによると、世界での豪雨や強度が増し、干ばつが深刻になる地域が出る、対策が不十分だと穀物価格が50年に最大23パーセント上昇し、海面は今世紀末に1メートル強上昇する恐れがあると指摘をしております。深刻な悪影響を避けるには、今後10年間の取組が決定的に重要である。世界が一体となって解決策を探す必要がある。温暖化の問題は、今や地球システムの安定に係わる問題、人類は今岐路に立たされている。地球の限界を超えないように、科学的な目標を作り、あらゆる活動に反映させなくてはならない。温室効果ガスを大量排出して、生態系を壊しているシステムの変革は、特に重要である。地球システムを正しく管理していく、それが温暖化によって地球が制御できなくなる事態を避けるために残されている方法である。最近、地球温暖化に関する記事が急増し、どの記事も共通して、こうした指摘を繰り返しております。16歳のスウェーデンの環境活動家、グレタ・トゥーンベリさんは、「私たちは絶滅の始まりにある。お金や経済成長ばかりで、私たちを裏切る道を選べば許さない。」この訴えに共鳴し、世界に広がる学校ストライキは、9月23日、ニューヨークの国連本部で開催された気候行動サミットを前に、最終的には700万人が参加したとされています。彼らの訴え、気候正義には、危機を作ったのは、経済大国や現世代なのに、貧困層や次世代が被害を受けることへの抗議があり、気候危機が迫る中、行動しない大人たちに対する若者の抗議があります。待ったなしの気候変動対策、危機意識を共有して、自分事として私たちに与えられた、それぞれのところでできるあらゆる努力を実行することが今求められていると考えます。世界の煙突の8割は、日本にあるといわれる中で、原則24時間燃やし続けて、大量の温室効果ガス、CO2を排出している日本の焼却優先のごみ処理対策が今、改めて問われています。こういう認識に立つとき、平成24年度開始した北薩広域行政事務組合と、その構成自治体である阿久根市、出水市、長島町の2市1町が一体となった「ごみ減量作戦」は、時期に適ったものであり、その4つの目的、1つ、地球温暖化防止、2つ、ごみ処理費用の削減、3つ、最終処分場の延命化、4つ目、新焼却施設の規模、経費縮小、この実現は地球温暖化防止と構成自治体の住民負担を可能な限り減らすために、当組合に課せられた最大の課題、また必要最低限の課題であろうと考えますが、3理事の皆さんの見解をお伺いいたします。次にごみ処理施設供用開始時の可燃物計画目標量を決めた目的と、その根拠は何か。その達成に向けた共同責任と課題をどう捉えておられるか、理事の皆さんにお伺いいたします。平成30年度の決算が示されましたが、自ら決めた計画目標量に対するこの到達と、それをどう受け止めておられるか、その認識、残された計画目標量に対する実効性のある取組について、お伺いいたします。なお、阿久根市は平成30年度決算で、計画処理量を超過達成されていることは、いただいた資料で認識しております。環境センター使用料の見直しについては、この間何回も取り上げて参りました。平成29年4月からは、それまでのトン当たり1,500円を3,000円に引き上げられたのも承知しております。それでも近隣である水俣市が1万円、伊佐市が8,000円、薩摩川内市、さつま町がそれぞれ6,000円と比較したとき、非常に安い設定であります。2017年4月号の「月刊廃棄物」によれば、自治体に期待することとして、市町村が決定する一般廃棄物の処理料金について、処理費用を安く設定しないようにと提言してあります。平成31年度予算に、施設使用料見直し検討委員会委員報酬8人分が計上されていますが、見直しの必要性和方向、その具体的な取組について、お伺いいたします。以上1回目壇上からの質問を終わります。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。

中嶋敏子議員の「ごみ減量の目的、現状と課題、今後の取組について」に、お答えします。

まず、「平成24年度開始したごみ減量大作戦の4つの目的と当組合の課題をどう捉えているか。」についてですが、中嶋議員、ごひれきいただいたとおり、ごみ減量大作戦は、ごみの発生抑制や再生利用を推進することで、地球温暖化防止、ごみ処理費用の削減、最終処分場の延命化、新焼却処理施設の規模、経費縮小を図ることを目的に展開しています。

現在、新焼却処理施設の規模については、既に確定し、工事も順調に進められています。その他、地球温暖化防止、ごみ処理費用の削減、最終処分場の延命化等についても、ごみ減量に取り組むに当たって、重要な目的であると認識しています。特に、本組合は、事業系ごみの削減が、大きな課題であると考えています。

次に、「ごみ処理施設供用開始時の可燃物計画目標量を決めた目的と根拠、その達成に向けた共同責任と課題をどう捉えているか」についてですが、本組合では、循環型社会形成のための施策を推進するため、構成市町において設定された「ごみ排出量の目標値」に基づき、計画目標量を決定しています。新施設供用開始時に向けて、できる限り目標に近づけるよう、今後も構成市町一体となって、ごみの減量化に取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、「計画目標量に対する現在の到達とその認識、併せて、残された計画目標量に対する実効性のある取組について」ですが、令和3年度新施設供用開始時の計画目標量は、20,831トンに対して、平成30年度の可燃ごみの搬入量は、24,001トンとなっています。計画目標に照らし合わせますと、13.2パーセントの削減が必要です。可燃ごみの搬入状況は、前年度と比較しますと、構成市町全体では、2.9パーセント、平成24年度と比較しますと4.8パーセント減少しておりますが、現状として目標達成は非常に厳しい状況です。

計画目標量に対する実効性のある取組については、阿久根市は、「生ごみたい肥化事業」、「段ボールコンポスト普及実証事業」等、出水市は、「生ごみ処理機の報奨金制度」、「リサイクル出前講座」等、長島町は、「生ごみ処理機キエーロの推進」、「段ボールコンポスト」等、取り組まれており、また、組合としては、構成市町と協力しながら、事業所ごみの内容物調査を実施し、ごみ減量に取り組んでいます。

このように、構成市町、組合におきましては、それぞれごみ減量の施策を実施しながら、対策を講じている状況で、目的達成のため、今後、より一層のごみ減量化の取組が必要であると認識しています。

次に、「環境センター使用料見直しの必要性と方向、具体的な取組みについて」でございますが、使用料見直しについては、平成27年度にごみ処理施設等見直し検討委員会を設置し、その報告を踏まえて、平成29年度に料金改定を行い、現在の料金体制になっています。

使用料見直しについては、ごみ排出者の受益者負担の公平化や周辺自治体とのバランス等、考慮する必要があると考えております。

具体的な取組については、新施設の供用開始を控え、令和元年10月に、ごみ処理施設等見直し検討委員会を設置し、再度の料金改定について検討を行っている状況です。

(春原善幸副理事長代理)

阿久根市副市長の春原と申します。理事の西平が別の公務のため、代理出席をさせていただきます。

いております。よろしく申し上げます。

お尋ねのありました、ごみ減量の目的、現状と課題、今後の取組につきましては、先ほど理事長が答弁されたとおりでございます。

阿久根市におきましては、ごみの減量化を図るための取組ということで、平成26年度より「生ごみたい肥化事業」等に取り組んできておりまして、一定の成果が出ているところでございます。今後も引き続き目標達成のためにごみ減量化に取り組んでいきたいと考えております。

(川添健理事)

先ほどの質問にお答え申し上げます。

「ごみ減量の目的、現状と課題、今後の取組について」の御質問には、先ほど理事長が答弁されましたように、我々も共有の認識を持っております。2市1町から搬入される平成30年度の搬入量につきましても、計画目標量に到達していない状況でございます。特に長島町におきましては、目標達成のために、生ごみ処理機の補助でございますとか、キエーロは、今年度までモニターという形で、来年度から要請があれば、全額補助で実施できればと具体的に取組んで参るつもりでございます。

しかしながら、目標に達しておりませんので、これまで以上に、連系を取りながらごみ減量化に取り組む必要があるという認識を持っております。

(中嶋敏子議員)

御答弁ありがとうございます。4つの目的とそれに照らした理事の皆さんの当組合への課題についても、しっかりそれぞれ認識くださっていることが分かりました。その上で再質問いたします。先ほども述べましたが、阿久根市は計画処理量、生活系で3,131トン、事業系2,485トン併せて5,615トンに対して、生活系が3,154トン、これは23トン減量目標を残しているようではございますけれども、それでも事業系の2,297トン併せて5,451トンの実績、これは平成30年度の決算資料からではございますけれども、目標を165トン、この時点で超過達成しておられる状況になっているようであります。これは何によってもたらされたものなのか、阿久根市からの報告を受けてこられている理事にお伺いいたします。良かったらお答えください。超過達成できているそれがあつたら改めてお答えください。

(春原副理事長代理)

御質問にお答えいたします。目標達成できている要因ということで、どういうことが考えられるかという御質問かと思っておりますけれども、生ごみの堆肥化事業に取り組んできているわけではございますけれども、一朝一夕に今の状態になったわけではなくて、当時の担当者に聞きますと、最初は各地区に出向いて行って、何回も足を運んで事業の意義だとか、どういった成果が出るのかとかというのを懇切丁寧に説明をして回って、実際堆肥化された肥料なんかも、住民の方に手に取っていただいて取り組んだ結果が、こういう形でフィードバックされるんだということを説明して回ったというのが一つ大きな背景にあったのかなと考えております。ですので、平成26年度から取り組んでおりますけど、少しずつ対象地区を増やし、住民の方の協力並びに飲食店を中心とした事業者さんの協力があつてのことかなと考えております。以上です。

(中嶋敏子議員)

ありがとうございます。私も阿久根市の担当課や農免道路沿いにある堆肥化処理施設には、何回もお伺いしたりしてお話を伺ったり、勉強させていただいてるんですけども、平成26年10月に、まず6地区で事業開始された生ごみたい肥化事業ですね、27年度は20地区、28年度には24地区に広げられて、現在は可能な地域全部に広げて取り組んでおられるかと思うんですけども、どうなんでしょうか。

(春原副理事長代理)

現在取り組んでいる地区の数ですけども、阿久根市には全部で77地区ございますけども、現在取り組んでいるのは、その内63地区というふうに認識をしております。以上です。

(中嶋敏子議員)

ああもうその時点からかなり進んでいるのかなというふうに思います。あと残された地区というのはやっぱり、距離が離れたり、戸数が少なかったりするところかなというふうに理解しておりますけれども、この取組が今日の結果をもたらしていると受け止めておるわけですけども、そういう認識だというふうに先ほど春原副理事長代理からお答えいただきました。苦労された点は、今何回も出かけて行って懇切丁寧にずっと説明して参ったっていうふうなことをおっしゃっていただきました。市民の皆さんの受け止めとか、この取組に対する評価とか、現時点での問題点とか、今後に向けた更なる取組などで報告を受けておられることがありましたら、ぜひ聞かせていただきたいと思うんですけども、よろしくをお願いします。

(春原副理事長代理)

はい、御質問にお答えいたします。

現時点でも問題点と課題とかですけれどもところにつきましては、私は特段詳しくそこまではまだ把握をしておりませんので、この場での答弁は差控えをさせていただきたいと思っておりますけど、いずれにしても阿久根市においては、この生ごみ堆肥化が一定程度こう進んできた、まあそこはやっぱり地域性、阿久根の地域性というもあつたのかなとそのように私自身は受け止めているところでございます。以上です。

(中嶋敏子議員)

はい、ありがとうございます。私は当初この事業が始まったときに聞きに行ったときはですね、事業所の生ごみ対策で開始をされたと、ごみ処理施設の容量に余裕があったことから生活系にもお願いして広がっていったと。生ごみ分別は始めることでその他の可燃ごみへの波及効果も目的だったと市の担当課から聞かされたわけですけども、現在の到達はそれが功を奏したものと受け止めていい状況なのか、生ごみだけでなく、一般の可燃ごみにもそれが波及しているとお考えなのかお聞かせください。

(春原副理事長代理)

ご質問にお答えをいたします。

どちらかといいますと生ごみ堆肥化事業を進めることによって、他のそのごみの分別ですと

か、そういった減量化への意識というのが、住民の方に浸透してきたのかなと私自身はそのように受けて止めております。以上です。

(中嶋敏子議員)

はい、ありがとうございます。

私もそういうふうに認識をしているところであります。ただここです、事業系が全体のごみ量の42パーセントと4割を超えているのは気になる場所なんです。計画処理量でも全体の44パーセント強が事業系となっているわけですが、これは何か原因があるのか。40パーセント強の事業系のごみというのは、先ほど理事長が答弁の中でも事業系のごみの減量がこの当組合の課題だというふうにおっしゃってますけれども、そこらについては、減量目標を達成されている中でも事業系についてはどういう認識をもっておられるか、お伺いいたします。

(木下孝行議長)

発言を許します。

(吉元勇議員)

中嶋敏子議員の質問は、この広域議会の一般質問はこの広域行政事務組合の事務に対する一般質問であります。構成市町の行政の一般事務の質問になっているようであります。質問にそぐわないような感じがしますが。

(木下孝行議長)

すみません、暫時休憩して質問をお願いします。

暫時休憩に入ります。

午前10時24分 休憩

午前10時26分 再開

(木下孝行議長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(中嶋敏子議員)

だから理事長として、理事の見解じゃなくて構成市町からそういう報告を受けておられませんかとか、構成市町の取組はどうなってるか聞いておられませんか、そう質問をしておりますから。だから、市長としての答弁じゃなくて、聞いてなければ聞いてないと答弁されればいいわけですよ。だからそういう立場で質問しております。続けます。

今後は2市1町がそろって、全体の計画処理量が達成できるよう共同の責任として牽引していただきたい、その役割発揮を期待したいのですけれども、理事の一人としてその見解がお伺いできたらお答えいただきたいんですけれども。

(木下孝行議長)

今の質問、再度もう一回。

(中嶋敏子議員)

答弁できないとおっしゃったら答弁できないでよろしいですけど、目的達成はされてるそういう取組としてはですね、この広域で共同で今ゴミ減量大作戦はやっているわけですから、その中で阿久根市さんの取組っているのは非常に先進的な取組ではないかというふうに私も認識し、評価もしているわけですね。そこで阿久根市の取組として副理事長が聞いておられれば、そのことを答えてくださいっていうふうに今ずっと質問しているところです。聞いてないとおっしゃったらそれでいいんです。今後は2市1町がそろって全体の計画処理量が達成できるようにですね、共同の責任として牽引をしていただきたいとその役割発揮を期待したいところなんですけれども、理事の一人としてその見解が聞けたらお伺いしたいという質問です。

(木下孝行議長)

中嶋議員、今の答弁は理事長にしてもらったほうがいいんじゃないですか。それ以上のことは副理事長代理は答えられないと思いますけども。

(中嶋敏子議員)

では、それでいいです。はい。では次に行きます。

次に、出水市の事をお伺いいたしますけれども、ここが構成市町の人口比でも6割を超えているわけですね、まあ正確には今年9月30日現在で63.57パーセントを占めていることから、全体の計画目標量を達成するための鍵を握っていることになるかというふうに思います。平成30年度当組合の決算で見ますと、出水市は計画目標量13,372トンに対して到達が16,238トン、この中で生活系が8,636トン、目標に対して9,633トンの到達ですので、これは115.4パーセントオーバーしているわけですね。で事業系が4,736トンに対して6,615トンですから、これは139.7パーセントオーバーして、併せましても121.5パーセントの未達成状況でですね、これでは令和3年4月の供用開始までに2,876トンの減量が必要になってくることとなります。残り2年4か月余りでこれを達成することが求められているわけですが、これまでの取組や問題点、今後の取組など出水市の方からどういう報告を受けておられるか、お伺いいたします。

(椎木伸一理事長)

一番その構成市町の中で、6割以上を占めるゴミの量を人口規模的にもですね、非常にまあ半数以上のものを占めている市としてですね、出水市の場合は、これまで事業所のゴミ減量化への対策、それから家庭ごみの生ごみの出し方の対策、そして事業所ゴミの出し方のへの人的なこの対策等を主に実施しておるようであります。まず、事業所ゴミの減量化については、御指摘のとおり非常にですね、ゴミの中で4割を超過、4割に占める、4割をオーバーするような、目標からオーバーするような状況ということでありまして、毎年ですね、出水税務署が実施しております年末調整の会等の中において、事業所に直接説明をし、ガイドブック等の配布を行っておりますし、また、飲食関係の事業所につきましては、2010運

動ということで、食物残渣をいかに減らすかという願いをし、事業所訪問も行っているところでもあります。そして構成市町であります長島町と同じようにキエーロ等の処理容器の奨励をしております、29年度から今年元年度まで200機を超えるキエーロを設置し、その他にも生ごみ処理機でありますとか電動生ごみ処理機も多数設置していただいております。そういった中でやはりですね、ごみをこの生ごみを家庭から出さない、減らすということについては、住民への啓発が一番重要であろう、心構えを持っていただくことが重要であろうということで、現在、去年の9月から3年間に渡って全自治会を回ろうということで、出前講座を実施しているところでもあります。要請があったところ、あるいはゴミの搬出状況を見ながら必要があるところにはですね、職員が行きましてそれぞれ説明をし、啓発活動を今実施しております、概ね半分ぐらいの自治会まで終了できたものというふうに報告を受けております。そしてまた、環境指導員という者をですね、30年度から2人新たに雇用いたしまして、このゴミの内容物等ですね、この指導に当たれる、不法投棄も含めて事業所への指導を行っていただいておりますし、また、広報いずみ等についても、毎月1ページを割いてゴミ処理、ゴミ減量化についてをお願いをしているという状況であります。そういったことでですね、各市町独自の活動をしておりますけれども、出水市としましてもそういった6割を超える状況であるという認識の下に住民への啓発活動を中心に事業系のゴミの減量にも取り組んでいるところでもあります。

(中嶋敏子議員)

はい、出水市から報告を受けておられることを答弁していただいたわけですがけれども、でも今の答弁はこれまでの答弁の同じ答弁の繰り返しかなというふうに思うんですね。それと先ほど言いました計画目標量というのはそもそも何なのかというのが問われてくるのかなというふうに思うんですね、できるだけその達成できればいいという目標であって、この目標に向かって何としてでも達成に向かって頑張るぞというふうな達成するぞという目標ではない、単なる目標だっという捉え方なんでしょうか。

(椎木伸一理事長)

はい、あの各市町それぞれ計画目標を持つてるわけでありましてけれども、それぞれ先ほど答弁いたしましたように、重要なこのゴミ減量に取り組むことはですね、非常に重要なことであるというふうに認識している中でのその目標ということでございますので、当然達成することを念頭に置きながら取り組んでいきたいということでもあります。

(中嶋敏子議員)

先ほど理事長がおっしゃったその到達目標ですね、2市1町の合意事項として20,831トンというのがあるわけですね。これを基にしながら施設の規模とか最終処分場の規模とか、そういうのを決めておられるものと理解しているわけですがけれども、これはできるだけあれるばいいという目標であって、到達できなかつたらそれはそれというような受け止めなのか、そこが私もちょっと理解しがたいものですから、もしどうしてもこれは達成するぞというのがあれば、そこはまたこの目標を加速して取り組むよう、住民や事業所も一緒になって提案をして提供されていかないとなかなか流されてしまうのかなという気がしてならないんですけれ

ども、そこらについての認識をお伺いしたいと思います。

(椎木伸一理事長)

先ほど来申しますように、我々としましてこの目標値に到達が非常に難しい状況であるということは重々認識しておりまして、昨年も搬入ごみ等の抜き打ち的な内容調査等をして、指導を各市町と協力して実施しているわけです。その結果として、農業用関係のビニールについては、持込みをお断りするというような文書での通知等を行い、そういったものの搬入については、現在は行われておりません。そういったことを含めて、この目標に達成できるようにできる限りの努力をやっているという状況でございまして、目標としては到達しなければならないという認識で取り組んでおります。

(中嶋敏子議員)

全体としてはそうですけれども、事業系が40パーセントを超えているわけですね。普通全国では20パーセント内から多くても30パーセント。30パーセントを超えると、どこも大変だということで事業者に対するいろいろな取組を実行されて効果を上げている取組をされているわけですよ。ここは40パーセント台がずっと続いていて、理事長がそういう答弁をされるんですけれども、なかなか成果が現れてきていないというのが実態ではないかと、そうであればその繰り返しではできないということをおっしゃっているのと同じことになるのではないかというふうに思うんですね。ごみ問題に詳しい元我が党の国会議員で環境資源廃棄物問題研究として活躍中の岩佐恵美氏がですね、この資料からごみの状況を分析して事業系ごみが可燃ごみ全体に占める割合が4割以上占めているのは異常だと、事業系可燃ごみはほとんどが分別可能なんだと、事業者が自ら資源化できるものは処理費が安いからという理由で安易に自治体に持ち込み、税金で処理させるとしていたらもってのほかであると、事業系ごみの行政によるきちんとした調査が必要だと指摘をされているわけですね。これについては、先ほどいくらかしてこられているとおっしゃったので、そういうふうな受け止めをされているのかなとは思いますが、今年4月に岩佐恵美氏が事業系可燃ごみ減量で全国上位入りした東京多摩9自治体の実態と特徴などを含めた論文を「燃やすごみが減った。注目される事業系可燃ごみの減量対策」というタイトルで議会と自治体誌に掲載されております。これによれば、多摩9自治体、小金井市、日野市、府中、西東京、国分寺、立川、三鷹、東村山、八王子市、いずれもこれは人口が多くて商業都市なんですけれども家庭系ごみが8市が減少させ、事業系可燃ごみは9市が全て大幅な減少をさせているわけです。この取組の詳細が報告されておりますけれども、私はこの中で立川市の取組に注目しました。ここには駅ビルを始め百貨店スーパーなどの商業施設はもちろんのこと、国等の公的な施設が次々と移転し昼間人口が夜間人口を上回る商業都市として発展してきており、事業系ごみ、とりわけ焼却施設に持ち込まれる事業系可燃ごみの割合がやはりうちと同じ4割くらいを占めていた、まさにほかの自治体では考えられない事態であったと、さらに焼却施設がある地域の住民との間で2008年にはごみ焼却施設を他に移転するという約束が交わされていたが、移転先が見つからず周辺住民との間に紛争が生じて深刻な事態になっていたと、そこで立川市は移転先が決まるまで焼却ごみを減らすという約束で継続使用を認めてもらった。2009年に市長自ら焼却ごみを5年間で半減すると市民に訴えて、燃やすごみの50パーセント削減宣言を自ら出されたわけです。立川市はもと

もと家庭ごみを早くから分別、リサイクル等の減量資源化に取り組んで、人口が増加してもごみは減少傾向にあったとされていた街であります。そのために資源を分別もしないで丸ごと市の焼却施設に持ち込む事業系ごみを減らすべきだと市に対して事業系ごみ減量対策を強く求めたと、そこで市は初めて許可業者による持ち込みごみの組成分析ですね、この調査というのは事業系ごみ減量対策にとっては不可欠で重要な作業だというふうに言われておりますけれども、それを行ってその結果を議会や市民に報告し、これにより市民にも事業系ごみの実態が分かるようになったと、多量排出業者はもとより、主な公共施設に対しても直接ごみ減量と資源化を申し入れる活動を活発化し、市としても事業者に対するごみ減量指導を細かく実施すると同時に事業系ごみの手数料の引上げや事業者の資源ごみの焼却での搬入をやめさせるために清掃工場にごみ検査機を導入してベルトコンベアの上で事業系ごみ袋の中身の展開調査を行うなどして事業系ごみ対策を強めたと、これらの取組の結果が事業系ごみが2009年の可燃ごみ50パーセント減量宣言から8年後の2017年度には、2009年度比で全体のごみ量は61.9パーセントですけれども、中でも事業系が31.8パーセントにですね、大幅に減量しているわけです。このように事業系ごみ対策に関しては行政の側が毅然とした道理ある対応をすればきちんとした成果を上げることが実証されている。だから、事業所にも50パーセント削減の計画を上げてもらう取組をされているわけですね。そのときに、特に老健施設とか介護施設とか病院もそうかもしれませんが、今はどこでも紙おむつが占める割合が非常に大きいのかと思うんですよ。今はもうパンツ式のを使っているところが多いかと思いますが、あれはかさばるしごみの量としても非常に増えてきているという実態があるのではないかと思います。そこである施設ではパンツ式をその都度捨てないで中敷きを使って、中敷きを変えることでおむつのごみの量を減らした、そういった取組もあつたりしておりますので、そこらについても事業系ごみが4割を超えた異常な実態がこの間続いているわけですので、実効性のある取組ということになると、このようなことも出水市に対して理事長として要請をかけて出水市の減量効果を上げるような取組も求める必要があるのではないかと考えますけれども理事長の考えをお聞かせください。

(椎木伸一理事長)

いろんな地域の実情を御披歴いただきました。地域、地域のいろんな実態事情というものがあつて、いろんな展開がなされているものというふうに思っておりますけれども、有効性のある地域については、今後も参考にしながらやっていかなければならないというふうに思っております。私ども、先ほど申しましたように毅然とした道理のある対応ということで、いろんな内容物調査、市町との連携、そういったもので事業所ごみを減らそうという取組は昨年もいたしております。指導についてもそういった毅然とした指導を行っていると思っております。出水市についての御指摘でございますけれども、先ほど出水市の状況についても報告を受けている状況についてお話をいたしましたけれども、今後も市民の意識の啓発、そして事業の皆さまの分別等に対する理解を深めていただくということについては、出前講座を含め事業所への説明指導、そういったものも専門の職員も配置いたしておりますので、そういった状況の中でこれまで以上に推進していくように共同して取り組んでいきたいというふうに思っております。

(中嶋敏子議員)

いろいろとやっているんだというのは分かっているわけです。そこを評価しないわけではないんですけども、結果が出てないので結果を出すためにはどうしたらいいのかということで全国的にもいろいろな取組があります。また、ごみの問題で最大の課題は生ごみと事業所ごみだろうと思いますので、生ごみについては阿久根市の取組も身近なところでありますので、ぜひこれはお互い情報交換をしたり、目標達成に向けての共同の責任を果たすという立場から取組をしていっていただきたいというふうに思います。環境センターの使用料の見直しの必要性については、安いために安易に事業者が焼却施設に持ち込む、これは考えられることではないかと思うんですね。3,000円といえば安いですので。近隣からの違法な持ち込みも許さない、こうした立場のものでないといけないというふうに思いますけれども、そうした立場での検討がされているのかお伺いいたします。

(椎木伸一理事長)

前回の見直し以後に新焼却施設が完成した折には、料金の見直しを行う検討をしていかなければならないというように申し上げてあったと思いますけれども、今年先般10月7日にごみ処理施設等使用料見直し検討委員会を、元年度第1回目を設置いたしまして、その内容や今後のスケジュールや基本的な考え方について検討いただき、また今年度中にあと2回ほど実施する予定でありまして、その中で今後具体的に協議して参りたいと考えているところです。

(中嶋敏子議員)

今年度中に検討委員会が発足、設置をされて、あと2回ほどでこの委員会としての結論は出される予定になっているのかなと思うんですけども、少なくとも近隣と同等かあるいはそれより高い価格設定を提案されるべきだと思いますけれども、この時点で理事長の見解が聞ければお聞かせください。

(椎木伸一理事長)

内容については、今後委員会の中で検討されるべきものでありますけれども、先ほど答弁で申しましたように地域的なバランス等を十分配慮しなければならない、持込者の受益者の公平性というのも考慮しなければならないというふうに考えているところでございます。そういったところを十分委員の皆さまにも御理解いただいていると思いますので、今後あと2回年度内に開催したいと思っておりますので、そういった御意見等も踏まえながら今後検討していきたいと考えております。

(中嶋敏子議員)

近隣では具体的には、水俣市がトン当たり1万円ですので、その同等かそれ以上を設定していただく必要があるのではないかと考えております。その際、曾於市が住民が直接持ち込む場合が7,000円、市の許可業者の持ち込みが2万円に設定されており、きめ細かい対策をされております。ここでは、事業所ごみは2万円と県内では一番高いんですけども、19.8パーセントの事業所ごみの割合で非常に低い状況にあることがわかります。水俣市は25.8パーセントでした。リサイクル率は40パーセント前後、今は39.4パーセントというこ

とでありました。そういう状況でありますので、ぜひ設定については近隣の状況を見ながら持ち込まれないような価格設定を検討するよう委員会には提案していただきたいと思います。一方で、この見直しと同時に事業所ごみの分別についてもきちんと指導されないとすぐ料金に跳ね返ってくるというのがあります。阿久根市は価格を上げられなかったと聞いておりますけれども、私の会社が契約している収集業者は1月6日、000円だったのが一変に7,000円にぼんと上がってきましたので、そこは事業者の分別も同時にセットで持ち込まれないということになるかと思っておりますので、その点でも取組も要望しておきたいと思っております。今回は平成30年度の決算から見えてきたごみの減量と供用開始に向けたごみ減量等の取組についてそれぞれの構成自治体の取組などについても質問させていただきました。今後の取組で理事長がおっしゃった事業所ごみへの減量の取組、これは本当に実効性のあるものにするように事業所への協力や市民への啓発も行っていただきたいというふうに考えますのでよろしくお願い致します。

(木下孝行議長)

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、11時5分から行います。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

(木下孝行議長)

休憩以前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、竹原信一議員の質問を許します。

(竹原信一議員)

手短かに質問申し上げます。そもそも私たちは、人間というのは間違いを犯します。集団的に間違いをするというときには、その間違っていることに気づくことさえできない。ですから権力を分割して相互監視をする。互いの監視を受け入れるという状況が必要なわけで、そのためにこそ、議員や市長、監査委員がおるわけですね。ところが実際の場面は全員が職員に依存している状況が多々見られます。この議会でも事務局長が書いたものを議長が読む。委員会なども、職員が書いたものを委員長が読む、報告も職員が書いたものを報告する。などということが起こっております。議会が質問をしても、調査しようとしても、内容を秘密がありますので出せませんとか、検査を受ける側が出すか出さないかを決めているようじゃ、調査を受け入れることにならないわけですね、これじゃ、決して議会が機能しているとはいえません。今の現状を自分たちで確認していただきたくて今回の質問を出しました。

監査について、監査委員が知ることのできる情報範囲を監査を受ける側の職員が判断しているのか。それから、監査審査意見書、これは、出水市の監査委員事務局が実は書いているんですと聞いております。それから、職員及び監査委員は監査委員の守秘義務を認識しているか。つまり、守秘義務がありますから、個人の情報ですからというようなことで、どれを出すか出さないか職員側が決めたりしているということじゃ話にならないわけです。出せるか出せないかを検査を受ける側がやっちゃってるんじゃないのと。そもそも、監査委員にも守秘義務はある

でしょ。その責任を責任と権限を十分に認めないと監査を受けることにならないと思います。それから議員に対しても、先ほど申し上げましたとおりです。情報公開条例がありますので設計書を見せることができません。話にならないわけです、これ。実質的に私は職員が判断していると思っております。そして議員の本来の責任、守秘義務がないような、一般市民と同じ程度しか秘密を守ってくれないんだからということで情報を出さないという状態であってはですね、本当に話にならない、市民からの付託を遂行することにならないことになります。守秘義務も市長もあるはず、市長の知るべき情報を職員が判断している状況では市長の値打ちも何にもないわけですよ。理事長も。こんなことではいけないじゃないですかということで今回の質問を出させていただきました。議員の方ですね、調査に必要な知る権利を公開情報の範囲にしているのか、議員の知ることのできる範囲を実質的にだれが判断しているのか。職員には議員に守秘義務があるのを認識しているのか。ということでございます。答弁もおそらく職員が書いてくれたものだろうと思いますけども、まあどうぞ答弁ください。

(椎木伸一理事長)

竹原信一議員の御質問にお答えします。

本組合の監査については、地方自治法第199条及び本組合の監査委員条例に基づき、識見を有する委員と議会選出の委員の2人で行われており、定期監査が年1回、例月出納検査が毎月、そして出納閉鎖後に決算審査が行われています。

監査委員の決算審査に当たっては、地方自治法第233条第1項に基づき、会計管理者から提出があった決算書、証書類その他政令で定める書類を監査委員に事前に提出し、監査委員の審査を受けています。

その後、監査委員からあった意見を付けて議会の認定に付しているところです。

そこで、お尋ねの「監査委員が知る事の出来る情報範囲を、監査を受ける側職員が判断しているのか」については、地方自治法第199条第8項に、「監査委員は、監査のため必要であると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる」とされていることから、監査委員の知ることのできる情報の範囲については、監査を受ける側の本組合職員で判断は行っておらず、監査委員の求めに応じて対応しています。

それから、監査委員の守秘義務の認識については、地方自治法第198条の3第2項に、「監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする」とされていることから、本組合の職員は、監査委員の守秘義務について認識しております。

次に、議員への情報提供についての、「調査に必要な知る権利を公開情報の範囲にしているのか」については、地方自治法、地方公務員法等において、明確に特別職の議員に対し、守秘義務を課す規定がないことから、本組合では、これまで同様に、出水市情報公開条例に倣い、公文書等の開示を行っているところです。

また、「議員の知ることのできる範囲を実質的に誰が判断しているか」については、これも出水市情報公開条例に倣い行っており、これまでの出水市及び本組合の事例に照らし合わせ、その事例に基づき、議員への情報提供の範囲については、最終的には、理事長が判断するものと考えております。

それから、「職員には、議員に守秘義務があるとの認識はあるか」とのお尋ねですが、これ

についても、先ほどと同様の答弁になりますが、特別職である議員には、地方公務員法が適用されず、また、他の法令にも守秘義務を課す明確な規定がないことから、議員に法令等に基づく、守秘義務は課されていないものと認識しております。

(大堂充博代表監査委員)

初めてでございますので、自己紹介をさせていただきます。本年6月3日付けで当組合の監査員に選任されました、長島町城川内出身の大堂でございます。どうぞよろしく願いいたします。

竹原議員の御質問にお答えいたします。まず、監査事務については、地方自治法第200条第4項の規定により監査委員の事務を補助させるため書記を任命しています。組合代表監査委員と出水市代表監査委員の間で併任職員の身分等の取扱いに関する協定を結び、出水市監査事務局職員を併任職員として書記に任命し、監査事務に当たらせています。お尋ねの決算審査意見書については、地方自治法第233条第4項の規定に基づき理事長から審査に付された決算について監査委員の合議により審査結果の意見を決定しなければなりません。意見書の作成に当たっては監査委員2名が意見の調整を行った上で書記が文書の校正や数字の確認を行い、最終的な監査委員の合議がなされたのち理事長へ提出しているものでございます。また、監査委員の守秘義務については、地方自治法第198条の3第2項に守秘義務に関する規定がございますので、当然認識し監査に当たっております。

(竹原信一議員)

予想通りの答弁です。監査委員の方に申し上げます。監査委員報告書が書かれております。この中身を見たんですけども、やっぱり最後の方で、深く、着々と工事を進んでいる、敬意を表する、監査というものがですね、どういう、本当に厳しくされたのかなという気が私はするわけですよ。現場はですね、監査もあるから厳しくやっていかないとよという警戒心、そういう自制心を持たせるような監査でなければいかんと思います。わざわざここで評価する、褒めるというようなことはしない方がいいんじゃないかと私は考えております。これは私の意見です。それからもう一つ、みなさん、議員の皆さん今回確認できたと思います。議員は、議員の守秘義務はほとんど尊重されていない、だから本当のというか、詳しいことを教える必要はない、教えなくてもいいんだというのが行政の考え方、判断です。これでは私たちは責任を果たすことはできないということを自ら確認しておきましょう。以上で終わります。

(木下孝行議長)

以上で、質問者全員の質問が終わりました。

《日程第2 認定第1号 上程》

(木下孝行議長)

日程第2、認定第1号、平成30年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ここで、総務委員長の報告を求めます。

(竹原信一議員【総務委員会委員長】)

総務委員会に付託された平成30年度歳入歳出決算の審査について、質疑及び討論の概要を報告いたします。以下の問い及び討論は議員、答弁は総務課及び施設管理課の職員の発言です。

出水市の農業集落排水事業から出る汚泥部分の負担金はいくらかの問いに、し尿処理で受け入れており汚泥部分だけの負担金を出していないとの答弁。

次に介護認定件数が373件少なくなっている理由はどの問いには、平成29年度から更新申請の認定有効期間が、24か月に延長されたため、延長になったものが平成30年度において申請されなかった分、減少しているとの答弁。

次に介護認定審査結果と、不服審査請求はどの問いには、判定上昇が625件、下降が37件、不服案件なしとの答弁。

次に業者ごみが、4割も占めているのは異常であるとの問いに、他市町からの持込みがある等推測できるが、確たるものはつかんでいないとの答弁でした。質疑後の討論において、黒字決算の中での職員給与カットは納得できない。そして事業所ごみが4割を占めているというのは、全国的にも異常、他市からの持込みは確実、検査が不十分であるとの反対討論が、1件ありました。

採決の結果、認定賛成が多数でした。

委員会記録は事務局にあります。

報告を終わります。

(木下孝行議長)

これより、総務委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討論を許します。

(中嶋敏子議員)

ただいま提案されております、平成30年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定に問題点を指摘して反対いたします。問題点の一つは、ごみ減量の取組で前年度と比べ減少しているとされていますけれども、前年度のごみ量がここ数年間と比較して高かったことに起因している要因もあるかと思われませんが、何よりも事業所ごみが全体の40パーセントを超えていることは、全国的に見ても異常であります。もともと事業所ごみは、事業活動に伴って出るので、紙類、繊維類、プラスチック類、食品残渣類など、家庭から出ると異なり、同じ種類のものがまとまって出される、あるいは同じ種類のものが、大量に出されるという特徴があるかと思えます。そのほとんどが分別によって、資源化できるとされております。この割合は、全国的には平均して20パーセント台から多くても、30パーセントと言われている中で、40パーセント台は問題だというふうに思います。搬入手数料が安いために、安易に焼却施設に持ち込まれているのではないかということが懸念されます。行政の側の毅然とした対応が、求

められていたものと考えます。また自ら決めた焼却施設の供用開始時の計画目標量の達成については、先ほどの一般質問でも指摘しましたが、従来の取組の延長では、その達成が危ぶまれていることも問題を残しているかと考えます。搬入手数料については、平成29年度トン当たり1,500円が、3,000円に見直しがされましたけれども、これは非常に不十分で、トン当たり1万円の水俣市、8,000円の伊佐市、それぞれ6,000円の薩摩川内市、さつま町等から持込みを許しているのではないかと指摘があります。当然の指摘ではないかと考えます。1日も早い再見直しが必要だと思います。ここ組合職員の給与は出水市に倣うこととされていることから給与カットがされていることも問題であります。出水市が黒字決算でありながら職員給与を引き下げる緊急性、必要性、納得できる理由もなく実施されていることに対しては、出水市議会でもこの問題点指摘をして反対しております。出向職員において平成30年度、阿久根市は給与カットをされているようですけれども、長島町ではされていません。退職金や年金など将来にわたる影響額など不公平かと考えます。以上問題点を指摘して討論いたします。

(木下孝行議長)

ほかに討論ありませんか。

(竹原信一議員)

討論申し上げます。先ほど一般質問でも申し上げましたとおり、議会の知る権利というのは、監査委員にも呼ばない。こんな状況では。

(木下孝行議長)

竹原議員、決算認定についての討論です。

(竹原信一議員)

分かってますよ。このような状況で、進めてきた内容、私たちが本当に中身を知っているか知っていないかさえ分かっていないという、この状態で認めるというのは無責任だと思います。もっと私たち議会が、本当の情報にアクセスできるようにならない限り認めるというのはおかしいんじゃないかと今の状況は反対です。

(木下孝行議長)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これから、認定第1号、平成30年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の

方は、起立をお願いします。

(賛成者起立)

(木下孝行議長)

起立多数であります。よって本件は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

《閉 会》

(木下孝行議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、これをもって、令和元年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会を閉会いたします。

午前11時25分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____